法第　　号

令和　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
代表者氏名	殿

税務署長
財務事務官

㊞

特別な償却方法の承認通知書

貴法人から令和　　年　　月　　日付でされた特別な償却方法の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した特別な償却方法による償却限度額の計算は、令和　　年　　月　　日の属する事業年度以後の各事業年度について適用することができます。

記

申請に係る減価償却資産					承認・却下の区分	承認した特別な償却方法
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額（千円）		
（処分の理由）						
（付記事項） この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。						

この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

06.06 改正

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特別な償却方法の承認通知書

1　使用目的

「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「令和　　年　　月　　日の属する事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。
処分の理由	申請に係る資産の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。